

特集2

令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関する法テラスの取組

第1 法テラスにおける対応

(1) 業務継続

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内の感染者が確認され、その後全国に拡大した。これまで、3度の緊急事態宣言が発出され、累計感染者数は90万人を超えた（令和3年7月29日現在）。

緊急事態宣言の中であっても、法テラスの業務のうち、国選弁護等関連業務（被疑者・被告人等に裁判所が選任する国選弁護人となる弁護士を指名通知する業務）など一部業務は遅滞なく行った。

(2) 電話等による法律相談援助開始

一方、弁護士等による口頭の法的助言を「対面」で行う方法を前提としていた民事法律扶助業務等の各種法律相談援助は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染者数の多い地域を中心に、縮小・中止せざるを得ない事態となった。

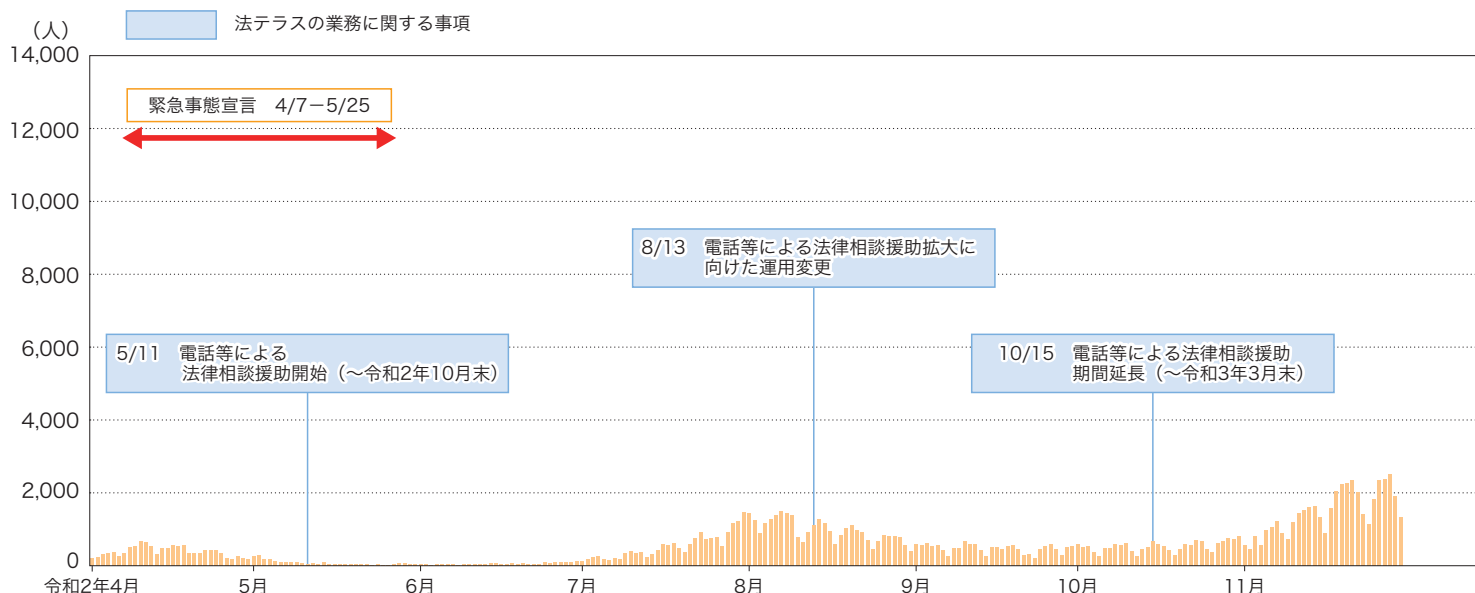
そこで、法テラスの業務に関連する事項を定めた業務方法書を法務大臣の認可を得て改正し、期間を定めて電話やテレビ電話などによる法律相談援助業務（電話等法律相談援助）を行えるようにした。令和2年5月11日以降、準備の整った地方事務所から順次、当該援助業務を開始した。

令和2年7月に再び新規感染者数は増え始め、令和2年8月には、当初、法テラスを介しての受付に限定する運用から、一定の条件の下で弁護士等の事務所での受付分にも適用を広げ、利用者の利便性を高める運用とした。

この電話等法律相談援助が可能となったことで、司法アクセスの向上という効果も見られた。

電話等法律相談援助の実施期間は、当初、令和2年10月末までとされていたところ、その後の感染拡大の状況により、3度の延長を経て、令和4年3月末までとなっている（令和3年10月現在）。現在も、多くの地方事務所で、感染症拡大の状況や実情に応じ、面談による法律相談と併用して実施されている。

新型コロナウイルス感染症陽性者数の推移（令和2年4月1日から令和3年7月31日）



第2 業務の状況について

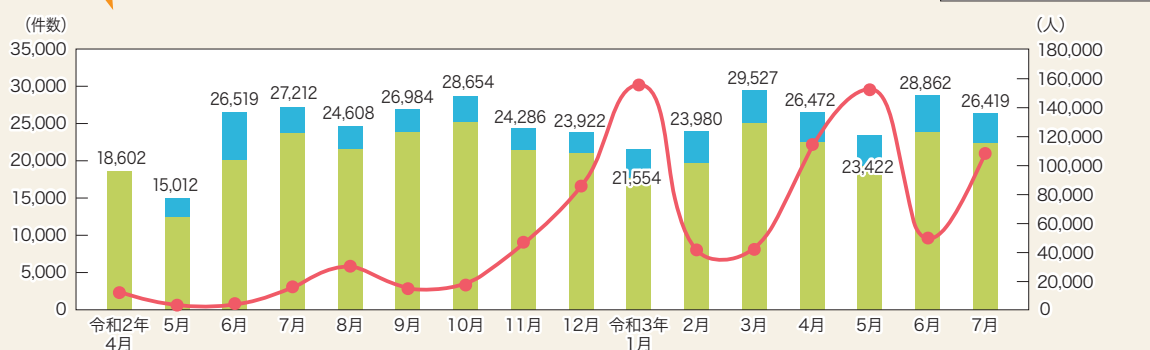
(1) 各種法律相談援助の実施状況

民事法律扶助法律相談援助件数は、感染リスクを回避するために面談による法律相談援助を縮小せざるを得ない状況が続いたことから、1年間の実績は、過去5年間で最も少ない結果となったが、電話等法律相談援助を開始したことにより、前年度月平均（令和元年度約26,000件、令和2年度約24,000件）を上回る実績となった月もあった。電話等法律相談援助は、令和2年6月をピークに一時的に減少したが、その後の感染状況の悪化や再度の緊急事態宣言の発出によって件数が再び増加し、令和2年度の累計件数は4万件を超えた。電話等法律相談援助件数を地域別に見ると、その利用割合は、感染者数の多い地域にある法テラス東京・法テラス神奈川・法テラス沖縄などでは3割を超えた。

資料 特集2-1

民事法律扶助法律相談援助件数の推移

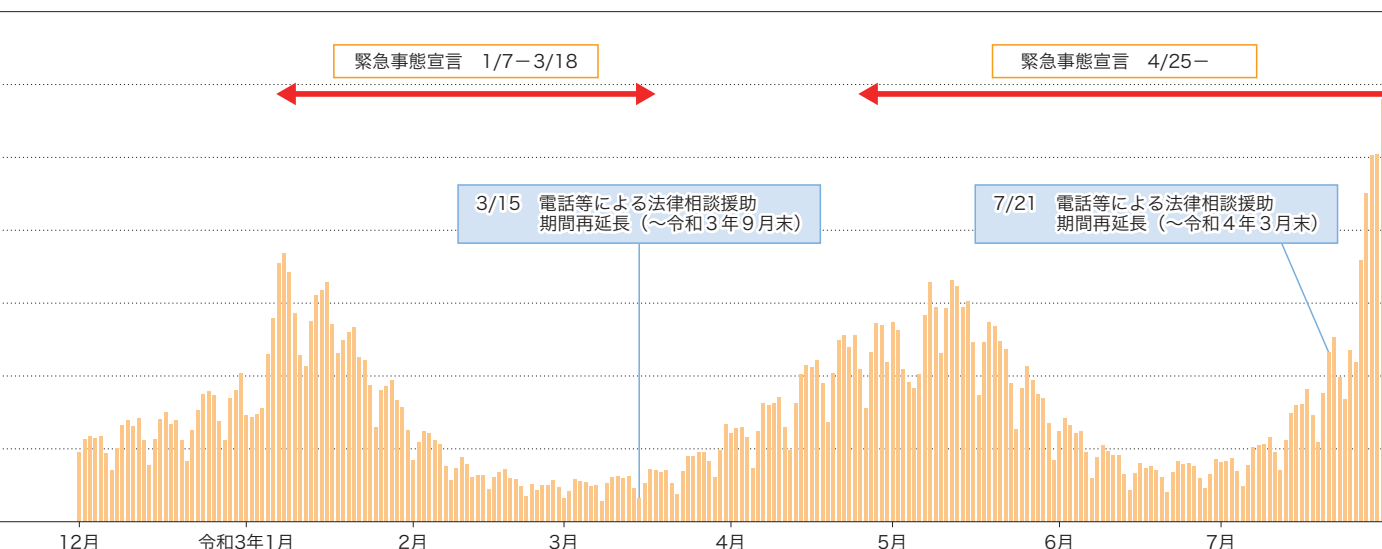
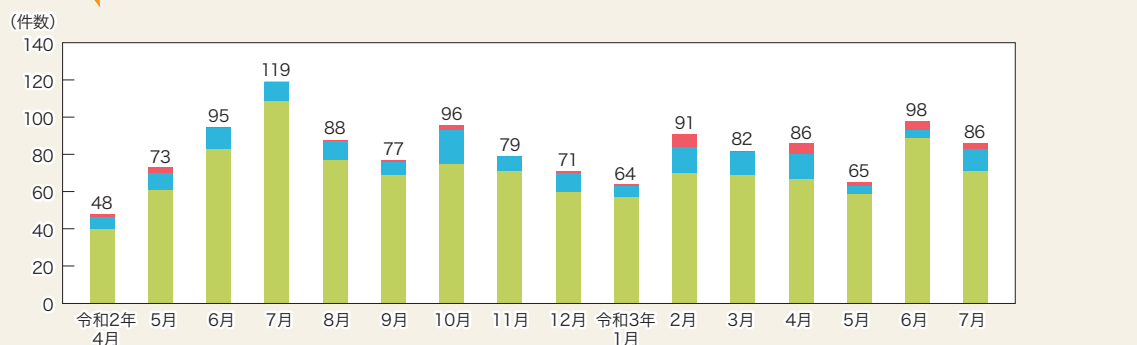
(※令和2年4月～令和3年7月実施分。令和3年4月以降は速報値)



資料 特集2-2

DV等被害者法律相談援助件数の推移

(※令和2年4月～令和3年7月実施分。令和3年4月以降は速報値)

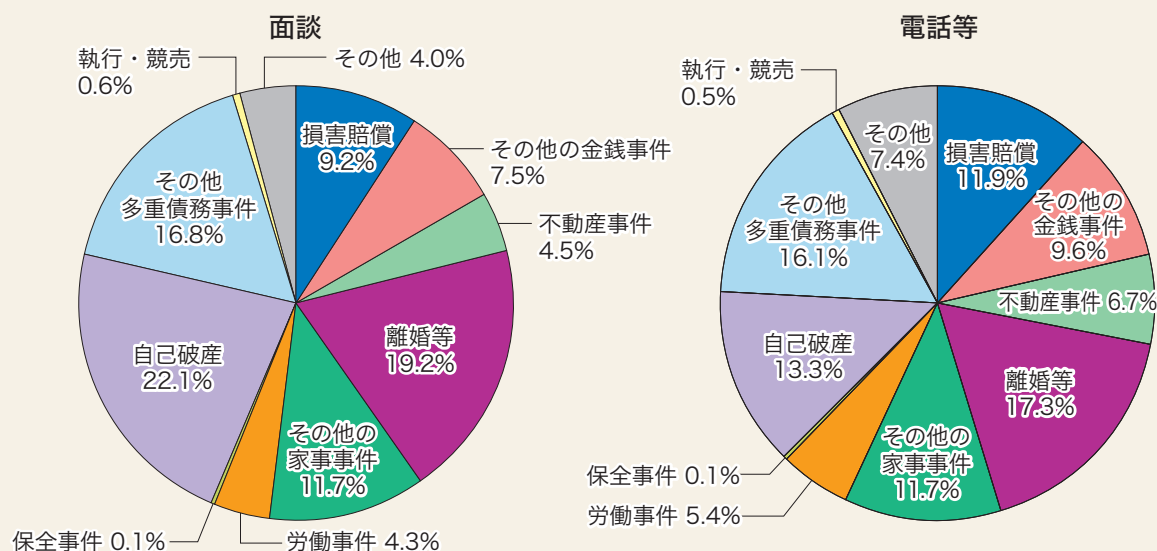


DV等被害者法律相談援助件数は、4月に前年度比6割程度に減ったが、6月・7月には大幅に増加し、令和2年度の実績は前年度比118%増となった。

民事法律扶助法律相談援助の事件別内訳を見ると、例年通り、離婚・自己破産を含む多重債務事件で全体の約6割を占める。多重債務事件のうち自己破産に関する相談は、面談による法律相談援助では22%である一方、電話等法律相談援助では13%と低くなっている。

多重債務事件の件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、大きく増加すると考えられていたが、事件別の傾向や件数に大きな変化は見られなかった。これには持続化給付金など国や地方公共団体による各種支援が続いているため、法的トラブルとして顕在化していない可能性がある。

資料 特集2-3 令和2年度民事法律扶助法律相談援助の事件別内訳（面談・電話等）



(2) 償還猶予・月額の減額について

代理援助・書類作成援助を利用し、毎月法テラスへ償還（返済）している方に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを理由とした収入減の場合の償還猶予や償還月額の減額の申請手続について、申請書書式と共にホームページに掲載した。令和2年度の全国の申請件数は前年比116%増の約5万9000件に上った。

(3) ホームページに掲載する情報の充実

ホームページに、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度の情報やQ&Aを掲載するなどして速やかに情報提供を行った。支援制度等の変更に合わせて、随時、掲載する情報の修正を行っている（令和2年度末時点で42項目）。また、外国語話者のために、新型コロナウイルス感染症Q&Aの一部を10言語に翻訳してホームページに掲載した。

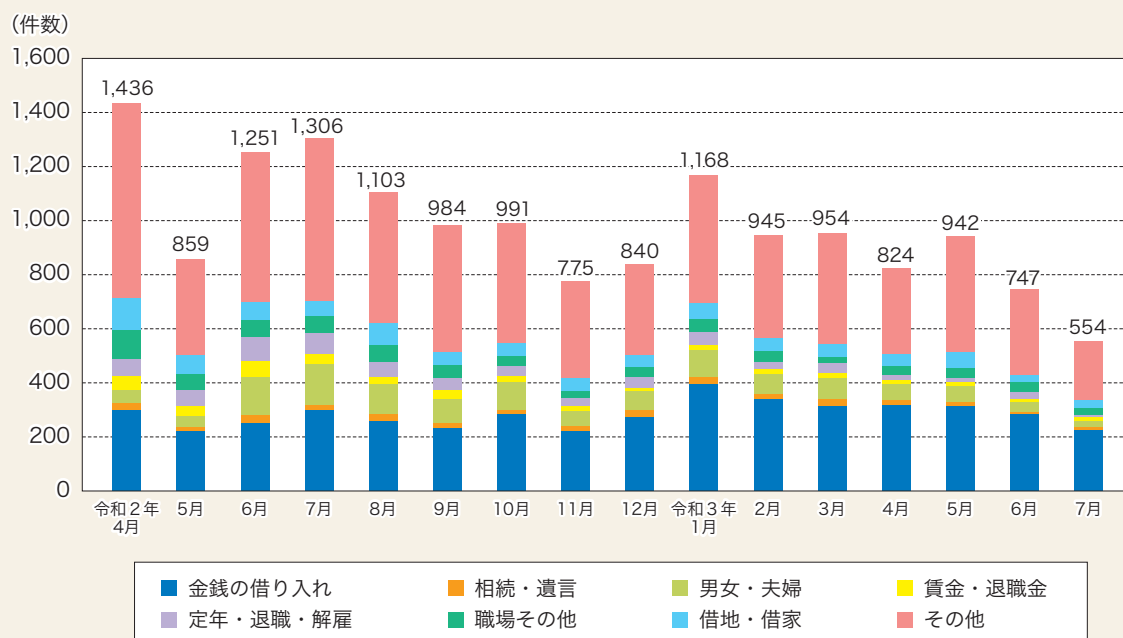
(4) 法テラス・サポートダイヤルにおける対応状況

情報提供件数も過去5年間で最も少なかったが、これはオペレーターの人員を減らして配置し、かつ業務時間の短縮及び土曜営業の一時休止をした影響と考えられる。一方、メールによる問合せは前年度比118%と大幅に増加した。

新型コロナウイルス感染症に関連する問合せは、令和2年3月頃から急増した。借入に関する問合せは常に最多で、4月～6月は退職や解雇などの職場に関するものが次いで多く、離婚や相続など家族に関するものが6月以降から増えている。

資料 特集2-4

新型コロナウイルス感染症の影響にかかるサポートダイヤル問合せ件数の推移
(※令和2年4月～令和3年7月実施分。令和3年4月以降は速報値)



(問合せ例)

「新型コロナウイルス感染症の影響による減収を理由に内定を取り消されてしまった。」

「被相続人が海外で亡くなったが、渡航できず相続放棄すべきか判断ができない。熟慮期間の延長をしているが、再延長が認められるか。」

「配偶者の暴言がひどくなった。離婚したいが応じてくれない。」

「経営していた飲食店を閉店することとなった。債務整理についてローン減免制度のガイドラインを利用したい。」

「大学から、感染した場合は強制的に留年になるとメールが届いた。アカデミックハラスメントに該当するか。」

第3 その他の取組について

(1) 関係機関との連携活動等

毎年、法テラスの各地方事務所で地方公共団体などの関係機関を招いて集合形式で実施している地方協議会や、関係機関職員等を対象とした業務説明会なども、従来の方法では実施が難しく、規模の縮小や、オンラインを利用したリモート形式への変更を余儀なくされた。

例えば、法テラス栃木では、宇都宮市内の地域包括支援センター24名の方を対象に、特定援助対象者法律相談援助を中心とした民事法律扶助業務の実施状況及び常勤弁護士の活動実績の報告を行った。

法テラス徳島では、情報提供業務と民事法律扶助業務について予め質問事項を送付するなどして準備を行い、福祉機関4名の方とオンラインでつなぎ、質疑応答を行いやすい少人数での開催とした。



リモートでの地方協議会の様子（法テラス徳島）

(2) コロナ相談会

新型コロナウイルス感染症関連の法律相談会も各地で開催された。

法テラス広島では、弁護士・司法書士のほか、行政書士・税理士など士業が担当する予約不要の電話相談会を実施した。当日、テレビで相談の様子が報道されたこともあり、相談希望の電話は受付終了時間まで続いた。

法テラス山梨では、4会場で計5回の相談会を実施した。土曜日・日曜日の開催で、市の広報誌に掲載されたこともあり、当初予定した36枠の相談枠は全て予約で埋まった。